

神奈川県横浜川崎治水事務所管内のがけ崩れ緊急調査等に関する協定書

神奈川県横浜川崎治水事務所長（以下「甲」という。）と株式会社建成社代表取締役（以下「乙」という。）は、神奈川県横浜川崎治水事務所管内で台風や地震等に伴うがけ崩れの被害状況把握の必要が生じたときに行う「がけ崩れ緊急調査」等（以下「緊急調査等」という。）の実施に関して次の通り取扱うこととする。

（目的）

第1条 この協定書は、甲の管内において台風や地震等に伴うがけ崩れの被害状況把握の必要が生じたときに迅速に緊急調査等を実施することを目的とする。

（依頼）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、緊急調査等を実施する必要があると認めるときは、乙に対し緊急調査等を行う場所等を説明し依頼する。

（契約の成立時）

第3条 甲は、電話等により、乙に緊急測量調査を依頼するとともに、速やかに書面をもって委託内容等を確認する。

2 甲乙間の緊急調査等の委託契約は、甲からの緊急調査等の依頼を乙が受けた時に成立するものとする。

（実施）

第4条 乙は、第1条の趣旨に基づき速やかに緊急調査等を実施する。

2 乙は、緊急調査等の現場において、原則として甲が別に貸与する「がけ崩れ緊急調査協力会社」と表示されたステッカーを掲示した車両を使用する。

3 乙は、緊急調査等の現場において、原則として甲が別に貸与する「神奈川県委託がけ崩れ緊急調査」と表示された腕章を着用するものとする。

（費用の支払）

第5条 前条により乙が負担した費用は、甲が乙の提出する見積書を審査のうえ、緊急調査等終了後、乙の請求に基づき速やかに支払う。

（有効期間）

第6条 本協定書の有効期間は、契約締結の日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の定めに関わらず、この協定を失効させるときは、30日前までに甲又は乙が文書をもってその旨相手方に通知するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定める。

(その他)

第8条 甲及び乙はこの協定を証するため協定書2通を作成し、甲及び乙は各1通を保有する。

2 乙は、この協定が失効したときは配布されたステッカー及び腕章を甲に速やかに返却するものとする。

平成27年4月1日

甲 神奈川県横浜川崎治水事務所長

坂井 信治 印



乙 株式会社建成社

代表取締役 山下 洋一 印

